

令和8年度 福島市 脱炭素住宅整備助成事業

福島市では、脱炭素社会の実現に向け、脱炭素住宅の整備に要する経費の一部を助成します。


助成対象設備	助成率	主な助成条件
住宅用太陽光発電システム 	一律5万円	申請年度内に設置したもの。ただし、余剰売電を実施する場合は、その受給開始日が申請年度内であるものを含む。
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム 	蓄電容量1kwh あたり1万円 (上限10万円)	申請年度内に設置したもの。ただし、余剰売電を実施する住宅用太陽光発電システムと同時に申請する場合は、その受給開始日が申請年度内であるものを含む。

— 申請期間 —
令和8年4月6日～令和9年3月31日

※補助金額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切らせていただきます。あらかじめご了承ください。

問い合わせ・申請書等提出先

福島市環境政策課 ゼロカーボン推進係
〒960-8601 福島市五老内町3-1
TEL: 024-525-3742

詳しくはこちら 



令和8年度福島市脱炭素住宅整備助成事業 概要

- 申請方法：必要書類をご準備の上、オンライン申請、郵送または直接持参のいずれかの方法により市環境政策課に申請してください。**※各支所・出張所での受付はできません。**
- 必要書類が全て揃った時点で受付となります。ただし、補助金額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付できません。

1 対象者

次のいずれにも当てはまる方

- ① 本市に住民登録がある
- ② 市内で自ら居住する住宅に設備を設置した、または自ら居住する、設備が設置された新築住宅を購入した
- ③ 当該住宅を借用していない
- ④ 市税等を滞納していない

2 対象設備（未使用品に限ります。）

助成対象	設備の要件
①住宅用太陽光発電システム	(1) 住宅の屋根等（倉庫・庭先・カーポートなどを含む）への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のもの (2) 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの (3) 申請年度内に設置したもの。ただし、余剰売電を実施する場合は、その受給開始日が申請年度内であるものを含む。
②家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	(1) 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kWh以上のもの (2) インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの (3) 申請年度内に設置したもの。ただし、余剰売電を実施する住宅用太陽光発電システムと同時に申請する場合は、その受給開始日が申請年度内であるものを含む。